第六十六条の七第一項中「が、同項又は同条第六項若しくは」を「（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人、法人税法第二条第二十九号の二ホに掲げる特定目的信託に係る同法第四条の七に規定する受託法人又は特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。）に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人（第三項及び第四項において「特定目的会社等」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）が、前条第一項、第六項又は」に、「、第四項及び第六項」を「から第五項まで及び第七項」に、「（法人税法」を「（同法」に、「及び次項」を「、次項及び第四項」に、「（当該課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額」に、「金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額）」に、「（当該部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額」に、「（当該金融子会社等部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該金融子会社等部分課税対象金額を超える場合には、当該金融子会社等部分課税対象金額」に改め、「（第二十項を除く。）」を削り、同条第三項中「内国法人（」の下に「特定目的会社等を除き、」を加え、同条第十三項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第四項」を「第五項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四項の規定の」を「第五項の規定の」に、「第四十二条の十第七項」を「第四十二条の十第六項」に、「第四十二条の十二の六第六項」を「第四十二条の十二の五の二第六項」に、「第六十六条の七第四項」を「第六十六条の七第五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第十一項」を「第十二項」に、「（第六項」を「（第七項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前条第一項各号に掲げる内国法人（特定目的会社等に限る。以下この項において同じ。）が、同条第一項又は第六項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額（第一項に規定する政令で定める外国法人税にあつては、政令で定める金額）のうち、当該外国関係会社の課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額に相当する金額）又は当該外国関係会社の部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額に相当する金額）は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付した外国法人税の額（第九条の三の二第三項第二号又は第九条の六第一項に規定する外国法人税の額をいう。）とみなして、第九条の三の二及び第九条の六から第九条の六の四までの規定を適用する。

第六十六条の九の三第一項中「（当該課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該課税対象金額を超える場合には、当該課税対象金額」に、「金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額」を「金額）」に、「（当該部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該部分課税対象金額を超える場合には、当該部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該金融関係法人部分課税対象金額」に、「（当該金融関係法人部分課税対象金額」を「として政令で定めるところにより計算した金額（当該金額が当該金融関係法人部分課税対象金額を超える場合には、当該金融関係法人部分課税対象金額」に改め、「（第二十項を除く。）」を削り、同条第九項中「第四十二条の十第七項」を「第四十二条の十二の六第六項」を「第四十二条の十二の五の二第六項」に改める。

第六十六条の十第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十二を削る。

第六十六条の十三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「、同法」を「並びに同法」に改め、「（次項において「災害損失欠損金額」という。）並びに設備廃棄等欠損金額」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条を第六十六条の十二とし、同条の次に次の一条を加える。

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第六十六条の十三　青色申告書を提出する法人で新事業開拓事業者（産業競争力強化法第二条第五項に規定する新事業開拓事業者をいう。以下この項において同じ。）と共同して特定事業活動（同条第二十項に規定する特定事業活動をいう。以下この項及び第十項において同じ。）を行うものとして財務省令で定めるものが、令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに被合併法人の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）の指定期間内において特定株式（特別新事業開拓事業者（新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行うものとして財務省令で定める法人をいう。以下この項において同じ。）の株式のうち、資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を取得し、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、当該特定株式の取得価額（当該取得価額が百億円を超える場合には、百億円）の百分の二十五に相当する金額（当該事業年度において当該特定株式の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）以下の金額を当該事業年度の確定した決算において各特別新事業開拓事業者別に特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときは、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該相当する金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が百二十五億円を超える場合には、百二十五億円。以下この項において「所得基準額」という。）を超えるときは、その損金の額に算入する金額は、当該所得基準額を限度とする。

2　法人が、適格合併又は適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合（第六十八条の九十八第三項に規定する場合を除く。）には、次の各号に掲げる適格合併又は適格分割等の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額は、当該適格合併又は適格分割等に係る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐものとする。

一　適格合併　当該適格合併直前において有する特別勘定の金額（前項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたもの（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし、既に益金の額に算入された、又は益金の額に算入されるべき金額がある場合には、これらの金額を控除した金額とする。）をいう。以下この条において同じ。）

二　適格分割等　当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に前項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。以下この号において同じ。）に係る特定株式の全部又は一部を移転した場合における当該適格分割等の直前において有する当該特定株式に係る特別勘定の金額のうちその移転することとなつた特定株式に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該適格分割等により前項の特別勘定に係る特定株式の全部を移転した場合には、その適格分割等の直前における当該特定株式に係る特別勘定の金額）

3　前項の規定は、第一項の特別勘定（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）を設けている法人で適格分割等を行つたものにあつては、当該特別勘定を設けている法人が当該適格分割等の日以後二月以内に当該適格分割等により分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。